

## に係る給与所得者異動届出書

付印		給与支払義務者	名称 (氏名)											担当者	係		6年 度	特別徴収 指定番号	
7																			
姫路市長			新姓	(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済税額				(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)				異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		
年月日提出			法人番号又は個人番号	月分から	月分から				年				月		日				
			月分まで	5月分まで															
		円	円	円															

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。※事業主及び従業員のみの希望による普通徴収への切替はできません。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒			特別徴収指定番号		担当者連絡先	氏名	新しい事業所へは月割額				円を 月分
								(翌月10日納期限)から徴収し、納入するように連絡済みです。				
	(フリガナ)					受給者番号						
	名称			法人番号					納入書の要否		1.必要 2.不要	

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合	一括徴収する場合			徴収予定月日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)				備考				
	理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があつたため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日					左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納期限)					
一括徴収しない場合													
理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 3 死亡による退職のため。												

※新しい給与支払者が姫路市で指定番号の登録がない事業所で電子的税額通知の受取方法を希望する場合は、姫路市HP掲載の「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」をご提出ください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。  
(一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。)